

令和元年度栃木県議会 第362回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和2年度栃木県一般会計予算	1
第2号議案	令和2年度栃木県公債管理特別会計予算	25
第3号議案	令和2年度栃木県営林事業特別会計予算	31
第4号議案	令和2年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	37
第5号議案	令和2年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	41
第6号議案	令和2年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	47
第7号議案	令和2年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	53
第8号議案	令和2年度栃木県国民健康保険特別会計予算	57
第9号議案	令和2年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算	61
第10号議案	令和2年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	67
第11号議案	令和2年度栃木県病院事業会計予算	73
第12号議案	令和2年度栃木県流域下水道事業会計予算	79
第13号議案	令和2年度栃木県電気事業会計予算	85
第14号議案	令和2年度栃木県水道事業会計予算	91

第15号議案	令和2年度栃木県工業用水道事業会計予算	97
第16号議案	令和2年度栃木県用地造成事業会計予算	101
第17号議案	令和2年度栃木県施設管理事業会計予算	107
第18号議案	栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	111
第19号議案	栃木県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例の制定について	113
第20号議案	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	115
第21号議案	県道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	117
第22号議案	栃木県特別会計設置条例の一部改正について	119
第23号議案	栃木県職員定数条例の一部改正について	121
第24号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	123
第25号議案	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	125
第26号議案	栃木県手数料条例等の一部改正について	127
第27号議案	栃木県環境影響評価条例の一部改正について	147
第28号議案	栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	149
第29号議案	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	151
第30号議案	栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について	153

第31号議案	食品衛生法施行条例の一部改正について……………	155
第32号議案	栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部改正について……………	157
第33号議案	栃木県立産業技術専門校条例の一部改正について……………	163
第34号議案	栃木県農業大学校条例の一部改正について……………	165
第35号議案	栃木県牧場設置及び管理条例の一部改正について……………	167
第36号議案	栃木県県営住宅条例の一部改正について……………	169
第37号議案	学校職員定数条例の一部改正について……………	171
第38号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について……………	173
第39号議案	栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について……………	175
第40号議案	栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について……………	177
第41号議案	県道路線の廃止について……………	179
第42号議案	県道路線の変更について……………	181
第43号議案	包括外部監査契約の締結について……………	183

第1号議案

令和2年度栃木県一般会計予算

令和2年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 837,370,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	250,000,000
	1 県 民 税	84,398,000
	2 事 業 税	56,507,000
	3 地 方 消 費 税	41,173,000
	4 不 動 産 取 得 税	5,260,000
	5 県 た ば こ 税	2,180,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,050,000
	7 軽 油 引 取 税	21,855,000
	8 自 動 車 税	36,547,000
	9 鉦 区 税	7,000
	10 狩 猟 税	23,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		88,688,000

款	項	金額
	1 地方消費税清算金	88,688,000
3 地方譲与税		37,297,000
	1 特別法人事業譲与税	34,000,000
	2 地方揮発油譲与税	2,900,000
	3 石油ガス譲与税	100,000
	4 自動車重量譲与税	200,000
	5 森林環境譲与税	97,000
4 地方特例交付金		1,500,000
	1 地方特例交付金	1,500,000
5 地方交付税		129,800,000
	1 地方交付税	129,800,000
6 交通安全対策特別交付金		600,000
	1 交通安全対策特別交付金	600,000
7 分担金及び負担金		2,797,778
	1 負担金	2,797,778

8 使用料及び手数料		11,308,210
	1 使用料	7,525,891
	2 手数料	3,782,319
9 国庫支出金		109,658,908
	1 国庫負担金	54,677,799
	2 国庫補助金	52,799,728
	3 委託金	2,181,381
10 財産収入		1,491,970
	1 財産運用収入	717,819
	2 財産売却収入	774,151
11 寄附金		260,490
	1 寄附金	260,490
12 繰入金		23,204,133
	1 特別会計繰入金	321,440
	2 基金繰入金	22,882,693
13 繰越金		1,000,000

款	項	金額
	1 繰越金	1,000,000
14 諸収入		66,563,511
	1 延滞金、加算金及び過料等	328,006
	2 県預金利子	134
	3 貸付金元利収入	50,770,664
	4 受託事業収入	2,191,951
	5 収益事業収入	10,912,837
	6 利子割精算金収入	50
	7 雑収入	2,359,869
15 県債		113,200,000
	1 県債	113,200,000
歳入	合計	837,370,000

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 議 会 費		1,475,418
	1 議 会 費	1,475,418
2 総 務 費		38,577,741
	1 総 務 管 理 費	16,386,683
	2 企 画 費	6,229,290
	3 徴 税 費	8,734,641
	4 市 町 村 振 興 費	1,957,720
	5 選 挙 費	869,035
	6 防 災 費	1,053,293
	7 統 計 調 査 費	1,206,061
	8 人 事 委 員 会 費	138,351
	9 監 査 委 員 費	178,560
	10 国 体 ・ 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 費	1,824,107

款	項	金額
3 民 生 費		106,654,244
	1 社 会 福 祉 費	62,597,091
	2 児 童 福 祉 費	37,362,364
	3 生 活 保 護 費	3,817,110
	4 災 害 救 助 費	499,768
	5 県 民 生 活 費	2,377,911
4 衛 生 費		56,142,115
	1 公 衆 衛 生 費	28,585,901
	2 環 境 衛 生 費	1,856,824
	3 保 健 所 費	2,094,171
	4 医 薬 費	16,172,032
	5 病 院 費	4,031,898
	6 環 境 対 策 費	3,401,289
5 勞 働 費		2,123,011
	1 勞 政 費	361,798

	2 職 業 訓 練 費	1,563,239
	3 失 業 対 策 費	92,521
	4 労 働 委 員 会 費	105,453
6 農 林 水 産 業 費		35,367,048
	1 農 業 費	10,921,888
	2 畜 産 業 費	3,013,456
	3 農 地 費	11,261,105
	4 林 業 費	9,483,076
	5 水 産 業 費	660,626
	6 自 然 保 護 費	26,897
7 商 工 費		51,269,904
	1 商 工 費	49,712,110
	2 観 光 費	1,557,794
8 土 木 費		90,607,360
	1 土 木 管 理 費	5,013,417
	2 道 路 橋 り よ う 費	46,951,954

款	項	金額
	3 河 川 費	23,153,557
	4 都 市 計 画 費	13,562,447
	5 住 宅 費	1,925,985
9 警 察 費		48,063,627
	1 警 察 管 理 費	46,685,943
	2 警 察 活 動 費	1,377,684
10 教 育 費		187,844,581
	1 教 育 総 務 費	25,473,686
	2 小 学 校 費	65,715,301
	3 中 学 校 費	38,841,388
	4 高 等 学 校 費	36,728,608
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,400,962
	6 社 会 教 育 費	1,438,437
	7 保 健 体 育 費	4,246,199
11 災 害 復 旧 費		24,895,916

	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,797,093
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	15,521,913
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,633
	4 社 会 福 祉 施 設 等 災 害 復 旧 費	7,566,277
12 公 債 費		102,463,885
	1 公 債 費	102,463,885
13 諸 支 出 金		91,385,150
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	39,272,000
	2 利 子 割 交 付 金	135,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	44,664,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,489,000
	7 利 子 割 精 算 金	150
	8 配 当 割 交 付 金	1,219,000
	9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,038,000
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	868,000
	11 法 人 事 業 税 交 付 金	2,700,000

款	項	金額
14 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳出	合計	837,370,000

第2表 継 続 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	那 須 庁 舎 建 設 費	4,042,654	令和2年度	40,412
				令和3年度	1,623,912
				令和4年度	2,378,330
	4 市 町 村 振 興 費	水 道 広 域 化 推 進 プ ラ ン 策 定 費	39,000	令和2年度	11,000
				令和3年度	22,000
				令和4年度	6,000
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	児 童 相 談 所 整 備 費	525,723	令和2年度	178,603
				令和3年度	300,009
				令和4年度	47,111
4 衛 生 費	6 環 境 対 策 費	河内庁舎省エネ設備整備費	55,105	令和2年度	22,042
				令和3年度	33,063
		健康の森省エネ設備整備費	34,207	令和2年度	17,104
				令和3年度	17,103

款	項	事業名	総額	年度	年割額
		衛生福祉大学校省エネ設備整備費	63,233	令和2年度	18,970
				令和3年度	44,263
		温水プール館省エネ設備整備費	87,553	令和2年度	26,267
				令和3年度	61,286
		今市警察署省エネ設備整備費	17,126	令和2年度	6,851
				令和3年度	10,275
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	とちぎ健康づくりセンター 特定天井落下防止改修費	98,738	令和2年度	69,116
				令和3年度	29,622
		温水プール館特定天井 落下防止改修費	276,030	令和2年度	82,809
				令和3年度	193,221
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	足利高・足利女子高 新校舎等整備費	259,545	令和2年度	77,864
				令和3年度	181,681
		足利高・足利女子高 新校仮校舎整備費	58,554	令和2年度	17,566
				令和3年度	40,988
		宇都宮中央女子高 新校トイレ改修費	236,316	令和2年度	26,424

				令和3年度	186,554	
				令和4年度	23,338	
		宇都宮中央女子高 新校第二体育館整備費	489,631	令和2年度	44,093	
				令和3年度	445,538	
		宇都宮中央女子高 新校弓道場整備費	41,063	令和2年度	16,425	
				令和3年度	24,638	
		7 保 健 体 育 費	日光霧降アイスアリーナ 製氷設備等改修費	704,287	令和2年度	173,098
					令和3年度	531,189
			温水プール館送風機等改修費	93,772	令和2年度	18,755
					令和3年度	75,017
日光霧降アイスアリーナ 暖房設備改修費	132,442		令和2年度	52,977		
			令和3年度	79,465		

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
自動車税種別割納税通知書等封入封緘業務委託料	令和3年度	11,810
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
県営最終処分場整備事業（搬入道路工事）	令和3年度	110,000
森林路網整備事業	令和3年度	15,000
県単治山事業	令和3年度	30,000
自然公園等施設整備事業（県単）	令和3年度	5,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証に対する損失補償（令和2年度融資保証分）		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証に対する損失補償（令和2年度融資保証分）		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償（令和2年度融資保証分）		新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営改善資金融資保証に対する損失補償（令和2年度融資保証分）		経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証に対する損失補償（令和2年度融資保証分）		経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。）
栃木県信用保証協会の小規模企業資金融資保証に対する損失補償（令和2年度融資保証分）		小規模企業資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額

栃木県信用保証協会の栃木県農業ビジネス保証制度資金融資保証に対する損失補償（令和2年度融資保証分）		栃木県農業ビジネス保証制度資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額の80分の25に相当する額
離職者等再就職訓練事業費	令和3年度から令和4年度まで	257,125
農業近代化資金利子補給	令和3年度から令和25年度まで	620,152
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和3年度から令和20年度まで	56,000
奨励品種決定基本調査委託事業	令和3年度	160
大家畜特別支援資金利子補給	令和3年度から令和27年度まで	4,346
養豚特別支援資金利子補給	令和3年度から令和17年度まで	1,473
国営鬼怒川南部土地改良事業負担金	令和3年度から令和10年度まで	175,033
水利施設整備事業 （鬼怒中央2地区水管理制御システム更新工事）	令和3年度	170,000
被災住宅再建等支援資金利子補給	令和3年度から令和7年度まで	85,792
道路保全事業（補助）	令和3年度	1,000,000
快適で安全な道づくり事業（補助）	令和3年度	6,600,000
快適で安全な道づくり事業（補助）	令和3年度から令和4年度まで	1,600,000
河川受託事業	令和3年度	60,000
安全な川づくり事業（補助）	令和3年度	660,000

事 項	期 間	限 度 額
安全な川づくり事業（補助）	令和3年度から令和4年度まで	600,000
ダム施設保全事業（補助）	令和3年度	140,000
砂防施設づくり事業（補助）	令和3年度	600,000
街路づくり事業（補助）	令和3年度	700,000
総合スポーツゾーン整備事業（公園整備）	令和3年度	165,452
道路保全事業（県単）	令和3年度	1,900,000
快適で安全な道づくり事業（県単）	令和3年度	700,000
河川砂防保全事業（県単）	令和3年度	200,000
緊急防災・減災対策事業（河川砂防）	令和3年度	300,000
河川砂防施設づくり事業（県単）	令和3年度	50,000
魅力ある公園づくり事業（県単）	令和3年度	10,000
とちぎ学力向上推進事業費	令和3年度	28,607
新青少年教育施設整備運営事業	令和6年度から令和20年度まで	5,900,000 上記金額に、金利変動、物価変動等契約に定める増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額
警察航空機ヘリコプターテレビ電送システム更新費	令和3年度	472,230

第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 等 施 設 整 備 費	2,424,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地 域 鉄 道 対 策 事 業 費	43,000	同	上	上
防 災 行 政 ネットワーク 整 備 費	168,000	同	上	上
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	991,000	同	上	上
県 営 最 終 処 分 場 関 連 整 備 費	132,000	同	上	上
土 地 改 良 事 業 費	1,982,000	同	上	上
林 道 事 業 費	29,000	同	上	上
治 山 事 業 費	1,046,000	同	上	上
県 単 林 道 事 業 費	33,000	同	上	上
県 単 治 山 事 業 費	142,000	同	上	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業展示館整備費	3,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
自然公園等施設整備費	304,000	同	上	同
国庫補助道路事業費	12,099,000	同	上	同
国庫補助河川改良費	4,340,000	同	上	同
国庫補助砂防費	1,517,000	同	上	同
国庫補助街路事業費	1,818,000	同	上	同
公園緑地整備費	191,000	同	上	同
総合スポーツゾーン整備費	4,192,000	同	上	同
県営住宅建設事業費	519,000	同	上	同
県有建築物耐震化推進事業費	286,000	同	上	同
直轄道路事業負担金	2,959,000	同	上	同
直轄河川事業負担金	1,831,000	同	上	同

直轄砂防事業負担金	1,785,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	10,981,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	5,018,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	73,000	同	上	同	上	同	上
地域活性化事業費	288,000	同	上	同	上	同	上
市町村合併推進事業費	683,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備費	2,858,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	1,025,000	同	上	同	上	同	上
学校施設整備費	2,880,000	同	上	同	上	同	上
教育施設等整備費	1,028,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	4,500,000	同	上	同	上	同	上
農林水産施設災害復旧費	71,000	同	上	同	上	同	上
土木施設災害復旧費	4,816,000	同	上	同	上	同	上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	40,000,000	同	上	同	上	同	上
木材産業等高度化推進資金貸付事業費	45,000	普通貸借		1.0%	以内	償還年限5年以内とし、定期又は割	

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
				賦の方法により償還する。
計	113,200,000			

第2号議案

令和2年度栃木県公債管理特別会計予算

令和2年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,986,420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 繰 入 金			10,133,420
	1 一 般 会 計 繰 入 金		4,466,720
	2 基 金 繰 入 金		5,666,700
2 県 債			45,853,000
	1 県 債		45,853,000
歳 入	合 計		55,986,420

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 公 債 費			55,986,420
	1 公 債 費		55,986,420
歳 出 合 計			55,986,420

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	45,853,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第3号議案

令和2年度栃木県営林事業特別会計予算

令和2年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ418,380千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,627
	1 使用料	11,627
2 国庫支出金		25,516
	1 国庫補助金	25,516
3 財産収入		109,161
	1 財産売却収入	109,161
4 繰入金		239,972
	1 一般会計繰入金	239,972
5 繰越金		30,110
	1 繰越金	30,110
6 諸収入		1,994
	1 預金利子	1

款	項	金額
	2 雜 入	1,993
歲	入 合 計	418,380

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		180,163
	1 県 営 林 事 業 費	180,163
2 公 債 費		237,917
	1 公 債 費	237,917
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		418,380

第4号議案

令和2年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和2年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 244,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		243,000
	1 繰入金	150
	2 繰越金	239,350
	3 貸付金収入	3,500
2 業務勘定		1,770
	1 繰入金	1,368
	2 繰越金	1
	3 預金利子	100
	4 雑入	301
歳入	合計	244,770

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		243,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付金	243,000
2 業 務 勘 定		1,770
	1 管 理 指 導 事 務 費	1,670
	2 予 備 費	100
歳 出 合 計		244,770

第5号議案

令和2年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

令和2年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,546,480千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		1,938,152
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,938,152
2 県 債		608,328
	1 県 債	608,328
歳 入	合 計	2,546,480

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 地方独立行政法人県立病院貸付金		608,328
	1 地方独立行政法人県立病院貸付金	608,328
2 公 債 費		1,938,152
	1 公 債 費	1,938,152
歳 出 合 計		2,546,480

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
栃木県立がんセンター貸付金	528,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
栃木県立リハビリテーションセンター貸付金	80,328	同 上	同 上	同 上
計	608,328			

第6号議案

令和2年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和2年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 613,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和2年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
2 繰越金		349,834
	1 繰越金	349,834
3 諸収入		263,516
	1 貸付金収入	251,034
	2 預金利子	11
	3 雑入	12,471
歳入合計		613,350

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		613,350
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	613,350
歳 出	合 計	613,350

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉資金	令和3年度から令和7年度まで	318,096
寡婦福祉資金	令和3年度から令和7年度まで	26,658
父子福祉資金	令和3年度から令和7年度まで	50,652
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校就学期間中	
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年以内	
生活資金	知識技能を習得している期間中、医療等を受けている期間中、母子家庭等となり生活が安定するまでの間又は失業している期間中離職の日から1年を超えない範囲内の期間	

第7号議案

令和2年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和2年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ298,620千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月18日提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 共 済 掛 金 収 入		25,414
	1 共 済 掛 金 収 入	25,414
2 国 庫 支 出 金		53,520
	1 国 庫 補 助 金	53,520
3 繰 入 金		56,878
	1 一 般 会 計 繰 入 金	56,878
4 繰 越 金		27
	1 繰 越 金	27
5 諸 収 入		162,781
	1 年 金 給 付 金 収 入	162,780
	2 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	298,620

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 心身障害者扶養共済事業費		298,620
	1 心身障害者扶養共済事業費	298,620
歳 出	合 計	298,620

第8号議案

令和2年度栃木県国民健康保険特別会計予算

令和2年度栃木県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179,845,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		57,923,112
	1 負 担 金	57,923,112
2 国 庫 支 出 金		50,170,333
	1 国 庫 負 担 金	36,641,774
	2 国 庫 補 助 金	13,528,559
3 財 産 収 入		903
	1 財 産 運 用 収 入	903
4 繰 入 金		11,829,852
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,829,852
6 諸 収 入		59,921,680
	1 雑 入	59,921,680
歳 入	合 計	179,845,880

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		179,845,880
	1 国民健康保険事業費	179,845,880
歳 出	合 計	179,845,880

第9号議案

令和2年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

令和2年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,315,420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		6
	1 負 担 金	6
2 繰 越 金		26,170
	1 繰 越 金	26,170
3 諸 収 入		51,744
	1 貸 付 金 元 利 収 入	51,542
	2 預 金 利 子	200
	3 雑 入	2
4 県 債		1,237,500
	1 県 債	1,237,500
歳 入 合 計		1,315,420

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 中小企業高度化等資金貸付事業費		1,279,090
	1 中小企業高度化等資金貸付事業費	1,279,090
2 公 債 費		36,330
	1 公 債 費	36,330
歳 出 合 計		1,315,420

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
被災中小企業施設・設備整備支援事業費	1,237,500	普 通 貸 借	無 利 子	独立行政法人通則法第28条第1項に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構が定める業務方法書の規定により償還する。

第10号議案

令和2年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和2年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,860千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		1,586
	1 繰越金	1,586
2 農業改良資金業務勘定		1,574
	1 繰入金	1,272
	2 繰越金	151
	3 預金利子	1
	4 雑入	150
3 就農支援資金貸付勘定		102,264
	2 繰越金	18,235
	3 貸付金収入	84,029
4 就農支援資金業務勘定		1,436
	1 繰入金	1,425

款	項	金額
	3 預 金 利 子	10
	4 雜 入	1
歲 入	合 計	106,860

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		1,586
	1 国庫補助金納付金	1,055
	2 繰 出 金	531
2 農業改良資金業務勘定		1,574
	1 管理指導事務費	774
	2 予 備 費	800
3 就農支援資金貸付勘定		102,264
	2 公 債 費	68,176
	3 繰 出 金	34,088
4 就農支援資金業務勘定		1,436
	1 管理指導事務費	836
	2 予 備 費	600
歳 出	合 計	106,860

第11号議案

令和2年度栃木県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度栃木県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	岡 本 台 病 院
1 病 床 数	221床
2 年 間 患 者 数	
(1) 入 院	64,827人
(2) 外 来	34,503人
3 一 日 平 均 患 者 数	
(1) 入 院	178人
(2) 外 来	142人
4 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
(1) 病 院 建 設 費	8,019千円
(2) 器 械 備 品 費	15,906千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 岡 本 台 病 院 事 業 収 益	2,924,000千円
第1項 医 業 収 益	2,021,521千円
第2項 医 業 外 収 益	902,477千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出	
第1款 岡 本 台 病 院 事 業 費 用	2,878,000千円
第1項 医 業 費 用	2,868,105千円
第2項 医 業 外 費 用	8,893千円
第3項 特 別 損 失	2千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9千円及び当年度分損益勘定留保資金61,991千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 岡 本 台 病 院 資 本 的 収 入	99,000千円
第1項 企 業 債	26,000千円
第2項 負 担 金	73,000千円

支 出

第1款 岡 本 台 病 院 資 本 的 支 出	161,000千円
第1項 建 設 改 良 費	25,513千円
第2項 企 業 債 償 還 金	135,487千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
岡 本 台 病 院 施 設 整 備 事 業	8,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
岡 本 台 病 院 器 械 備 品 整 備 事 業	15,000千円	同	同	同

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
岡本台病院器械備品整備事業 借 換 債	3,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
計	26,000千円			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 医 業 費 用

2 医 業 外 費 用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又は

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費

1,863,330千円

2 交 際 費

100千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、383,729千円と定める。

令和2年2月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第12号議案

令和2年度栃木県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度栃木県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	流域関連市町数	10市町
2	年間総処理水量	55,229,000m ³
3	一日平均処理水量	151,312m ³
4	主要な建設改良事業	
	処理場建設事業	事業費 1,271,782千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	流域下水道事業収益	9,834,000千円
	第1項 営業収益	4,454,233千円

第2項 営業外収益	5,379,766千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	9,849,000千円
第1項 営業費用	9,586,694千円
第2項 営業外費用	188,209千円
第3項 特別損失	67,097千円
第4項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 922,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,890千円及び引継金 895,110千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,929,000千円
第1項 企業債	393,700千円
第2項 負担金	351,597千円
第3項 受託事業収入	95,643千円
第4項 国庫補助金	1,088,060千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,851,000千円
第1項 建 設 改 良 費	1,886,836千円
第2項 固 定 資 産 購 入 費	8,142千円
第3項 企 業 債 償 還 金	949,022千円
第4項 予 備 費	7,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ47千円及び1,064,893千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鬼怒川上流流域下水道管理費 (中央処理区)	令和3年度から令和5年度まで	2,761,000千円
令和2年度鬼怒川上流流域 下水道建設費(中央処理区)	令和3年度	150,000千円
令和2年度北那須流域下水道 建設費	令和3年度	258,000千円

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度下水道資源化工場建設費	令和3年度から令和4年度まで	796,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道建設事業	393,700千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

208,965千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,019,752千円である。

令 和 2 年 2 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第13号議案

令和2年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間販売電力量		221,918,000キロワット時
2	主要な建設改良事業		
	風見発電所建設事業	事業費	325,407千円
	川治第一発電所建設事業	事業費	95,150千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 電気事業収益			2,564,000千円
第1項 営業収益			2,544,215千円
第2項 財務収益			999千円

第3項 事業外収益	18,785千円
第4項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 電気事業費用	2,419,000千円
第1項 営業費用	2,285,078千円
第2項 財務費用	19,403千円
第3項 事業外費用	112,519千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 465,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,319千円、減債積立金27,537千円、地域振興積立金11,355千円及び過年度分損益勘定留保資金 369,789千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	388,000千円
第1項 企業債	387,000千円
第2項 長期貸付金償還金	600千円
第3項 固定資産売却代金	1千円

第4項 雑 収 入 399千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 853,000千円

第1項 建 設 改 良 費 655,508千円

第2項 企 業 債 償 還 金 184,124千円

第3項 投 資 13千円

第4項 繰 出 金 11,355千円

第5項 予 備 費 2,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	川治第一発電所取水口 ゲート巻揚装置更新工事	千円 141,350	令和2年度	千円 95,150
				令和3年度	46,200
		板室発電所 屋外変電所改修工事	50,920	令和2年度	12,731
				令和3年度	38,189

款	項	事業名	総額	年度	年割額
		木の俣発電所 発電機更新工事	千円 157,158	令和2年度	千円 47,148
				令和3年度	110,010

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
川治第一発電所取水口ゲート 巻揚装置撤去工事	令和3年度	11,000千円
板室発電所屋外変電所撤去工事	令和3年度	7,590千円
木の俣発電所発電機撤去工事	令和3年度	12,903千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
風見発電所全面改修事業	340,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金につい	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還す

		要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	る。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
木の俣発電所発電機更新事業	47,000千円	同	上	同
計	387,000千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、

議会の議決を経なければならない。

職員給与費

481,103千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和 2 年 2 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第14号議案

令和2年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量		22,112,065m ³
2	主要な建設改良事業		
	北那須水道用水供給建設事業	事業費	438,172千円
	鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	37,958千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道用水供給事業収益		2,127,000千円
	第1項 営業収益		2,009,224千円
	第2項 営業外収益		117,774千円

第3項 特別利益	2千円
----------	-----

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	2,045,000千円
----------------	-------------

第1項 営業費用	1,918,220千円
----------	-------------

第2項 営業外費用	124,780千円
-----------	-----------

第3項 予備費	2,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 654,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,614千円、減債積立金 126,189千円、建設改良積立金 100,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 380,197千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,000千円
-----------	---------

第1項 国庫補助金	1千円
-----------	-----

第2項 受託工事受入金	1千円
-------------	-----

第3項 雑収入	998千円
---------	-------

支 出

第1款 資本的支出	655,000千円
-----------	-----------

第1項 建設改良費	520,801千円
第2項 企業債償還金	126,189千円
第3項 投資	10千円
第4項 予備費	8,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	無停電電源設備等 更新工事	千円 98,502	令和2年度	千円 39,401
				令和3年度	59,101
		No.1 排泥池汚泥 掻寄機更新工事	199,100	令和2年度	86,240
				令和3年度	112,860

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
無停電電源設備等撤去工事	令和3年度	1,368千円
No.1 排泥池汚泥掻寄機 撤去工事	令和3年度	16,500千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 250,743千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和2年2月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第15号議案

令和2年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		8,944,913m ³
2 主要な建設改良事業		
鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費	259,094千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		1,015,000千円
第1項 営業収益		542,823千円
第2項 営業外収益		472,176千円
第3項 特別利益		1千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	955,000千円
第1項 営業費用	908,341千円
第2項 営業外費用	45,659千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 325,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,759千円、減債積立金 5,000千円、建設改良積立金 100,000千円、長期借入金償還積立金 5,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 191,241千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	18,000千円
第1項 負担金	17,078千円
第2項 工事負担金	1千円
第3項 雑収入	921千円

支 出

第1款 資本的支出	343,000千円
第1項 建設改良費	259,094千円

第2項 企業債償還金	9,906千円
第3項 長期借入金償還金	70,000千円
第4項 予備費	4,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	48,415千円
-------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和2年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第16号議案

令和2年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土地分譲	面積	41,187㎡
2	土地造成	事業費	2,034,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	用地造成事業収益	790,000千円
第1項	営業収益	787,847千円
第2項	営業外収益	2,152千円
第3項	特別利益	1千円

支 出

第1款 用地造成事業費用	735,000千円
第1項 営業費用	718,068千円
第2項 営業外費用	6,931千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 773,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 366千円及び過年度分損益勘定留保資金 772,634千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,401,000千円
第1項 企業債	2,244,000千円
第2項 基金収益	305千円
第3項 負担金	146,000千円
第4項 長期貸付金償還金	10,400千円
第5項 分譲前受金	1千円
第6項 雑収入	294千円

支 出

第1款 資本的支出	3,174,000千円
第1項 建設改良費	2,143,695千円
第2項 基金積立金	305千円
第3項 企業債償還金	1,025,000千円
第4項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	2,244,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

88,458千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
土地	鹿沼東地区	240,000m ²

2 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
土地	芳賀下高根沢地区	234,200m ²	売払い及び譲渡

令和2年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

第17号議案

令和2年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ゴルフ場事業	利用者数	35,000人
2 賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	経営総合管理事業収益	193,000千円
第1項	営業外収益	193,000千円
第2款	ゴルフ場事業収益	35,000千円
第1項	営業収益	21,388千円
第2項	営業外収益	13,612千円

第3款 賃貸ビル事業収益	179,000千円
第1項 営業収益	178,775千円
第2項 営業外収益	225千円

支 出

第1款 経営総合管理事業費用	193,000千円
第1項 営業費用	179,055千円
第2項 営業外費用	13,945千円
第2款 ゴルフ場事業費用	34,000千円
第1項 営業費用	32,730千円
第2項 営業外費用	1,270千円
第3款 賃貸ビル事業費用	128,000千円
第1項 営業費用	119,021千円
第2項 営業外費用	8,979千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,000千円（ゴルフ場事業）及び50,000千円（賃貸ビル事業）は、過年度分損益勘定留保資金61,000千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 ゴルフ場事業資本的支出	11,000千円
第1項 長期借入金償還金	11,000千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出	50,000千円
第1項 企業債償還金	20,000千円
第2項 長期借入金償還金	30,000千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 135,899千円 |
| 2 交際費 | 200千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 ゴルフ場事業に関する修繕工事のため電気事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,355千円である。

令和2年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一